

令和7年安曇野市議会 3月定例会 提案説明書

— 目次 —

議案第 1 号	1
議案第 2 号	2
議案第 3 号	3
議案第 4 号	4
議案第 5 号	5
議案第 6 号	6
議案第 7 号	7
議案第 8 号	8
議案第 9 号	9
議案第 10 号	10
議案第 11 号	11
議案第 12 号	12
議案第 13 号	13
議案第 14 号	14
議案第 15 号	19
議案第 16 号	21
議案第 17 号	22
議案第 18 号	24
議案第 19 号	25
議案第 20 号	26
議案第 21 号	27
議案第 22 号	28
議案第 23 号	29
議案第 24 号	30
議案第 25 号	32
議案第 26 号	41
議案第 27 号	44
議案第 28 号	46
議案第 29 号	48
議案第 30 号	49
議案第 31 号	50
議案第 32 号	51
議案第 33 号	52
議案第 34 号	53
議案第 35 号	54
議案第 36 号	55

議案第 37 号	58
議案第 38 号	60
議案第 39 号	61
議案第 40 号	62

議案第 1 号

安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員が退職した場合に支給される退職報償金の算定基準となる勤務年数の上限が、現行 30 年から 35 年に引き上げられることから、安曇野市の消防団員に支給する退職報償金につきましても、これに準じた改正を行うものでございます。

本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
なお同日以降に退職される団員から適用することになります。

説明は、以上です。

議案第 2 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づき改正を行うものです。

第 1 条は、定年前再任用短時間勤務職員への手当支給拡大として、新たに住居手当及び寒冷地手当の支給をするための改正を行い、扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる改正です。

また、通勤手当の支給限度額を 1 ヶ月あたり 55,000 円から 150,000 円に引上げ、派遣による勤務地の異動などの場合に、新幹線等の利用に係る特別料金なども支給限度額の範囲内で支給を可能とするための改正です。

そして、管理職員特別勤務手当の支給対象時間について、現在平日深夜の午前 0 時からと定められているところ、午後 10 時から対象とするよう改正するものです。

第 2 条、第 3 条は、暫定再任用職員に新たに住居手当及び寒冷地手当を支給するため、適用除外部分を改め、関連する条例も含めて条項ずれの修正となります。

附則ですが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 1 条中、安曇野市一般職の給与に関する条例第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第3号

安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和6年8月の人事院勧告に基づき改正を行うものです。

第4条は、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止する改正です。

第5条は、これまで適用除外であった勤勉手当について、特定任期付職員にも適用する改正を行うものです。

附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第4号

安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和6年8月の人事院勧告に伴う、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するものです。

第18条第3項において、非常勤職員が介護をするための時間について、部分休業を承認する規定がなかったものを、国の規定にあわせ、部分休業を取得できるよう改正を行うものです。

附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 5 号

安曇野市自治基本条例の一部を改正する条例

本条例においては、附則第 2 項から第 4 項で、5 年間を超えない期間において条例の検証等を行うことが規定されています。

今回の改正は、前回（令和 2 年）の一部改正以後に生じた法令等の改正を反映するため、条例の一部改正を行うものです。

改正の内容ですが、条例第 17 条（個人情報の保護）について、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が、令和 2 年法律第 44 号により施行されたことに伴い、令和 5 年 4 月 1 日から安曇野市を含む地方公共団体等にも個人情報の保護に関する法律が適用されることになったことを反映するものです。また、併せて字句の修正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第6号

安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例

本改正案は、市の基幹となる安曇野市穂高保健センターについて、市の保健・福祉事業の実施が開館日の90%以上の稼働率となっており、貸館ができる状態になっていないため、安曇野市穂高保健センターを貸館対象から除外し、また合わせて字句の修正をするための改正です。

改正の内容について説明します。

第3条第1号中「検診」を「健康診査」に改め、同条第4号中「保健施設の業務」を「保健事業」に改め、同条第5号中「保健事業」を「健康増進事業」に改めます。

第7条第1項第1号中「検診等」を「事業」に改めます。

第8条第2項中「同項の」を「当該」に改めます。

第9条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、「同項の」を「当該」に改めます。

第10条第3項を削ります。

別表の安曇野市穂高保健センターの項を削り、同表備考中「越え」を「超え」に改めます。

本改正は、令和7年5月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第7号

安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、安曇野市企業職員の手当について、人事院勧告に伴う、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例に準じた規定にするために改正するものです。

説明は、以上です。

議案第 8 号

安曇野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものです。

改正の内容は、第 3 条に規定する布設工事監督者の実務の経験範囲を、水道、工業用水道、下水道、道路又は河川に拡大し、学歴・学科要件における土木工学科以外の課程を追加します。

併せて、建設業法施行令の 1 級土木施工管理技士検定合格者を要件として追加するものです。

また、第 4 条に規定する水道技術管理者の学歴・学科要件を見直すとともに、技術士法による技術士試験第 2 次試験の上下水道部門合格者及び建設業法施行令の 1 級土木施工管理技士検定合格者を要件として追加するものです。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は、以上です。

議案第9号

安曇野市人権教育集会所条例を廃止する条例

本条例においては、「安曇野市穂高人権教育集会所」及び「安曇野市堀金人権教育集会所」の2施設が設置されております。

両集会所とも昭和53年に建設されたものであり、老朽化が進んでおります。

また、設置目的である人権教育の利用は、現在、年数回であり、今後は地域の公民館等を活用することとし、集会所の利用が無くなります。

このことから、両集会所を令和7年4月1日付けで廃止することとし、併せて条例を廃止するものです。

説明は、以上です。

議案第 10 号

安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例の一部を改正する条例

本改正案は、穂高鐘の鳴る丘集会所が、芸術家が創作活動等を行うことができる機能を備えるようになることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、設置目的や事業内容に、芸術文化活動の場の提供と芸術家の支援を加え、施設の一部を芸術家の創作活動等のために有料で貸し出しできるように改めます。並びに、施設の開館時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時までから、午前 10 時から午後 4 時 30 分までに変更します。

その他字句体裁の修正を行うものです。

本改正は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

条例を施行するために必要な利用の申請、許可その他の準備行為については、令和 7 年 4 月 1 日からの施行とします。

説明は、以上です。

議案第 11 号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

本改正案は、安曇野市豊科近代美術館の名称変更その他所要の改正を行うものです。

改正の内容は、安曇野市豊科近代美術館の表記を新名称の安曇野市美術館に改め、併せて、休館日の規定に休館日から除外される日の条件を追加するものです。従来、休館日に規定している月曜日と祝日等の翌日が、祝日や土曜日、日曜日に当たるときは、臨時開館の手続きを取る必要が生じていました。この度の改正により、その運用に沿うように関係する条項を整備するものです。

その他字句体裁の修正を行います。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 12 号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正案は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、栄養士の配置に係る規定を改めるもので、市が認可する家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が対象となります。

改正の内容は、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるように、第 16 条に「管理栄養士」を追加するものです。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 13 号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴うもので、認可を受けた特定教育・保育施設等（認定こども園、小規模保育事業等）が、市から子どものための教育・保育給付を受けるために必要な基準を改めるものです。

改正の内容は、特定教育・保育施設等の重要事項について、書面掲示の義務に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加し、また、保護者への重要事項の提供にのみ規定されていた電磁的方法による対応を、特定教育・保育施設等が作成、保存等を行うものや、保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについても可能とするものです。

その他、字句等所要の修正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 14 号

令和 6 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 5 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 億 4,300 万円を追加し、540 億 8,100 万円とします。

国の補正予算に対応する事業、物価高騰対策事業のほか、本年度の決算を見据え既存予算に対する過不足分などを補正し、繰越明許費や債務負担行為の追加等を行なうものです。

補正予算書により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。
（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。）

11 款 地方交付税は、4 億 3,148 万 4 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、「普通交付税」（4 億 3,148 万円 4 千円）の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、703 万 9 千円の増額です。

1 項 使用料で、霊園使用料（696 万 5 千円）の増額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、5 億 9,229 万円の増額です。

1 項 国庫負担金で、 $\Delta 1,894$ 万 2 千円の減額です。「児童手当国庫負担金」（ $\Delta 8,892$ 万 2 千円）の減額、「子どものための教育保育給付費負担金」（6,748 万円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、6 億 1,124 万 4 千円の増額です。「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠分）」（3 億 5,367 万 5 千円）、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）」（1 億 4,102 万 2 千円）、「学校施設環境改善交付金」（2 億 4,638 万 7 千円）の増額、「道路改良費補助金」（ $\Delta 1$ 億 383 万 6 千円）の減が主なものです。

16 款 県支出金は、 $\Delta 8,617$ 万 9 千円の減額です。

1 項 県負担金で、 $\Delta 8,398$ 万 5 千円の減額です。「子どものための教育保育給付費負担金」（ $\Delta 2,137$ 万 6 千円）、「児童手当県費負担金」（ $\Delta 5,149$ 万 8 千円）の減額が主なものです。

2 項 県補助金で、 $\Delta 219$ 万 4 千円の減額です。「長野県生活困窮者価格高騰特別対策事業補助金」（6,583 万 3 千円）、「林業施設災害復旧事業補助金」（3,097 万 9 千円）の増額、「森林健全化推進事業補助金」（ $\Delta 3,662$ 万 4 千円）、「多面的機能支払推進交付金」（ $\Delta 3,567$ 万 7 千円）の減額が主なものです。

17 款 財産収入は、1,463 万 4 千円の増額です。

- 1 項 財産運用収入で、726 万 7 千円の増額です。全額、各基金の運用による利子分です。
- 2 項 財産売払収入で、736 万 7 千円の増額です。「市有地売払収入」（403 万 2 千円）、分収造林事業木材売払収入（306 万 5 千円）の増額です。

18 款 寄附金は、77 万円の増額です。

- 1 項 寄附金で、全額、「指定寄附金」の増額です。

19 款 繰入金は、△ 2 億 7,103 万 2 千円の減額です。

- 2 項 基金繰入金で、「減債基金繰入金」（△ 2 億 5,000 万円）の減額、「入学準備金貸付基金繰入金」（1,200 万円）の増額が主なものです。

21 款 諸収入は、△ 7,530 万 6 千円の減額です。

- 5 項 雑入で、「ほりで一ゆ〜施設利用料」（△ 5,397 万円）、農林漁業体験実習館利用料（△ 1,906 万円）の減額が主なものです。

22 款 市債は、9 億 2,930 万円の増額です。

- 1 項 市債で、「学校施設整備事業（特例債・施設）」（5 億 2,780 万円）、「学校施設改修事業（国土強靱化債）」（4 億 9,240 万円）の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

4 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 27 ページからとなります。）

2 款 総務費は、1 億 5,245 万 7 千円の増額です。

- 1 項 総務管理費で、1 億 5,864 万 9 千円の増額です。普通交付税の再算定による減債基金への積立金として「基金積立金」（1 億 6,862 万 6 千円）の増額、電算機器リースの事業費確定による「電算管理費」（△ 1,239 万円）の減額が主なものです。
- 2 項 徴税费で、△ 224 万円の減額です。全額、職員手当等の減額に伴う「税務総務費」の減額です。
- 3 項 戸籍住民基本台帳費で、△ 395 万 2 千円の減額です。全額、コンビニ交付キオスク端末導入委託等の事業費確定に伴う「戸籍住民基本台帳管理費」の減額です。

（事項別明細書は予算説明書の 33 ページからとなります。）

3 款 民生費は、4 億 373 万 6 千円の増額です。

- 1 項 社会福祉費で、4 億 522 万 7 千円の増額です。地方創生臨時交付金を活用して実施する低所得世帯支援のための給付金等として「低所得者支援給付金給付事業」（4 億 1,094 万 5 千円）の増額、物価高騰の影響を受けている障がい者福祉施設、介護事業所等に対する支援金として「障がい者福祉総務費」（1,325 万 9 千円）、「介護保険給付費」（2,765 万 5 千円）の増額が主なものです。
- 2 項 児童福祉費で、△ 1 億 1,038 万 9 千円の減額です。児童手当の確定見込み等

に伴う「児童福祉総務費」(△1億7,921万5千円)の減額、地方創生臨時交付金を活用して実施する子育て世帯を支援する給付金等として「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」(4,720万8千円)の増額、国の公定価格引き上げに伴う子どものための教育・保育給付費負担金として「保育企画費」(5,494万1千円)の増額が主なものです。

3項 生活保護費で、1億889万8千円の増額です。生活保護費国庫負担金の前年度精算による返還金として「生活保護総務費」(1億1,112万7千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の45ページからとなります。)

4款 衛生費は、1,260万5千円の増額です。

1項 保健衛生費で、△1,049万円の減額です。成人検診の実績見込みに伴う「成人検診事業」(△474万6千円)の減額、後期高齢者検診結果による保健指導の実績見込みに伴う「健康増進事業」(△320万7千円)の減額、HPVワクチン予防接種の実績見込みによる「予防接種事業」(△570万3千円)の減額、霊園再販売に伴う使用料の増加により基金積立金として「霊園管理費」(701万7千円)の増額が主なものです。

2項 清掃費で、2,309万5千円の増額です。普通交付税の確定による穂高広域施設組合への特別負担金として全額、「清掃費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の51ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、△2億3,533万1千円の減額です。

1項 農業費で、△1億3,361万9千円の減額です。納付金免除等による「安曇野の里運営事業」(△609万7千円)、「ファインビュー室山運営事業」(△1,906万1千円)、「ほりで一ゆ〜運営事業」(△5,404万4千円)の減額、三郷堆肥センター解体事業の事業費確定により「三郷堆肥センター運営事業」(△3,811万7千円)の減額が主なものです。

2項 林業費で、△3,723万7千円の減額です。松枯損木伐倒処理事業の事業費確定見込みにより「松くい虫被害対策事業」(△1,500万円)の減額、地域活動支援事業補助金の事業確定により「間伐対策事業」(△1,971万5千円)の減額が主なものです。

3項 耕地費で、△6,447万5千円の減額です。三郷農村環境改善センター多目的ホール天井耐震化事業の事業費確定等により「耕地総務費」(△1,883万6千円)の減額、多面的機能支払推進交付金の確定による補助金として「多面的機能支払交付金事業」(△4,734万1千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の59ページからとなります。)

7款 商工費は、△3,628万8千円の減額です。

1項 商工費で、△3,628万8千円の減額です。観光客誘客事業の事業費確定により「安曇野ブランド情報発信事業」(△700万円)の減額、かじかの里公園遊具設置工事について債務負担行為を設定したことから「施設管理整備事業」(△2,758万9千円)の減額、事業費確定によるハーフマラソン補助金として「ハーフマラソン事業」(△200万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の63ページからとなります。)

8款 土木費は、△2億8,455万7千円の減額です。

- 1項 土木管理費で、△50万円の減額です。職員共済組合納付金として、全額、「土木総務費」の減額です。
- 2項 道路橋梁費で、△2億4,077万7千円の減額です。赤沢橋改良事業の県営新設改良事業負担金として「県営新設改良事業」(△1億7,444万7千円)の減額、市道新設改良事業の事業費確定に伴う「市道新設改良事業」(△6,198万1千円)の減額、国の補正予算に伴う市道新設改良事業等として「社会資本整備総合交付金事業」(2,580万円)の増額、道路メンテナンス事業の確定に伴う「社会資本整備総合交付金事業(修繕)」(△3,014万9千円)の減額が主なものです。
- 3項 河川費で、550万円の増額です。権田川改修工事の増加に伴い、全額、「河川改修事業」の増額です。
- 4項 都市計画費で、△4,878万円の減額です。有明駅駐輪場整備の事業期間見直しによる「都市計画総務費」(△2,996万円)の減額、下水道統廃合事業の事業費確定見込みに伴う「下水道事業」(△2,150万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の69ページからとなります。)

9款 消防費は、△781万円の減額です。

- 1項 消防費で、消防団員退職報奨金の確定に伴い「非常備消防費」(△772万7千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の71ページからとなります。)

10款 教育費は、15億137万8千円の増額です。

- 1項 教育総務費で、△3,969万3千円の減額です。高校・大学等への入学準備金貸付事業の利用者が増加する見込み等で「事務局費」(1,343万9千円)の増額、学校配置支援員等への人件費の確定見込みに伴い「学校支援員配置事業」(△1,890万円)の減額、堀金給食センター設備更新事業の事業費確定による「給食センター改修事業」(△3,131万1千円)の減額が主なものです。
- 2項 小学校費で、13億2,321万3千円の増額です。国の補正予算による三郷小学校長寿命化改良工事、穂高西小学校トイレ改修工事等の事業費として「小学校施設改修事業」(12億9,661万7千円)の増額、国の補正予算による明南小学校と明北小学校の理科室への空調設備設置工事の事業費として「小学校冷房設備等整備事業」(1,445万9千円)の増額が主なものです。
- 3項 中学校費で、1億6,804万円の増額です。国の補正予算による三郷中学校トイレ改修工事等の事業費として「中学校施設改修事業」(9,154万3千円)の増額、国の補正予算による豊科南中学校と明科中学校の体育館照明LED化工事の事業費として「中学校LED化事業」(3,164万7千円)の増額、堀金中学校の図書館と明科中学校の理科室への空調設備設置工事の事業として「中学校冷房設備等整備事業」(4,548万8千円)の増額が主なものです。
- 4項 幼稚園費で、10万2千円の増額です。燃料費の単価上昇による実績見込みとして、全額、「穂高幼稚園運営費」の増額です。
- 5項 社会教育費で、△1億1,911万1千円の減額です。豊科近代美術館大規模修繕工事の事業費確定見込み等による「文化振興費」(△1,857万1千円)の減額、鐘の鳴る丘集会所施設整備事業の事業費確定による「郷土博物館費」(△5,790万7千円)の減額、木戸公民館擁壁補強工事の事業期間見直しによる「中央公

民館事業費」(△3,916万2千円)の減額が主なものです。

6項 保健体育費で、1億6,882万7千円の増額です。国の補正による豊科武道館柔道場非構造部材耐震化工事の事業費等で「社会体育施設管理費」(1億6,874万6千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の89ページからとなります。)

11款 災害復旧費は、3,681万円の増額です。

2項 農林水産施設災害復旧費で、3,681万円の増額です。令和6年8月の豪雨で被災した林道一の沢線の復旧工事に係る事業費として、全額、「林道災害復旧事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の91ページからとなります。)

12款 公債費は、長期借入金償還元金に伴う財源変更となります。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書93ページからの給与費明細書をご覧ください。

5ページの第2表 繰越明許費補正です。

主なものとして、国の補正予算による物価高騰対策、補助金の追加内示等によるもの、年度内での事業完了が困難となった23件の補正です。

6ページの第3表 債務負担行為補正です。

追加については、翌年度当初からの事業実施のため令和6年度中に契約が必要となるものや、事業の早期着手によるもの、工期等が複数年度に渡るものなど12件の補正です。

7ページの第4表 地方債補正です。

追加については、国の補正予算による補助金等の追加内示により、事業の前倒し実施による6件の補正です。

変更については、限度額を見直した10件の補正です。

廃止については、財源振替による1件の補正です。

以上により、市債の補正額は9億2,930万円の増額となり、補正後の発行予定額は76億3,176万7千円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書96ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 15 号

令和 6 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,574 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 95 億 3,203 万 9 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入から説明します。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税は、8,180 万円の増額です。一般被保険者の国民健康保険税の収入見込みによるものです。

5 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、12 万 9 千円の減額です。基金運用利子に伴うものです。

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、3,049 万 8 千円の減額です。特別会計を運営するための事務経費で、一般会計からの繰入金の減額を計上するものです。歳出の 3 款 国民健康保険事業費納付金に充当します。

8 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料は、430 万円の減額です。6 項の雑入は、4,887 万 5 千円の増です。これは、前年度保険給付費等交付金精算に伴うものです。

続きまして、歳出について説明します。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分、2 項 後期高齢者支援金分、3 項 介護納付金分は、それぞれ歳入 6 款 繰入金減額に伴う財源振替です。

（13 ページになります）

5 款 積立金 1 項 積立金は、12 万 9 千円の減額で、歳入 5 款 財産収入確定に伴うものです。

7款 諸支出金 1項 償還金利息及び還付加算金は、6,414万7千円の増額で、前年度、保険給付費支払いのため交付を受けた交付金の精算により、超過交付分を返還するものです。

8款 予備費 1項 予備費は、3,173万円の増額です。予算調整に伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 16 号

令和 6 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 817 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 16 億 8,000 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 後期高齢者医療保険料 1 項 後期高齢者医療保険料は、2,202 万円の増額です。保険料収入見込によるものです。

3 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金は、1,384 万 7 千円の減額です。後期高齢者医療広域連合へ納付する、事務費及び保険基盤安定事業の納付金額確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 2 項 徴収費は、70 万 3 千円の減額です。納付通知書封入等委託事業減（変更）に伴うものです。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金は、887 万 6 千円の増額です。広域連合への事務費及び保険基盤安定納付金の確定に伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 17 号

令和 6 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,327 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 9,153 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 補正額は、394 万 7 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、補正額 48 万 1 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、増額を見込むものです。

2 項 国庫補助金は、補正額 346 万 6 千円です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正と交付決定による介護保険保険者努力支援交付金等の増額補正に伴い、増額するものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 64 万 9 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、増額するものです。

5 款 県支出金 1 項 県負担金は、補正額 30 万円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、増額するものです。

7 款 財産収入 1 項 利子及び配当金は、補正額 57 万 9 千円の増額です。介護保険支払準備基金利子の増額を見込むものです。

（11 ページになります。）

8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金は、補正額 85 万 2 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額並びに介護保険料における基準額の改定に伴うシステム改修業務委託費の増額に伴い、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

(事項別明細書は13ページからとなります。)

1款 総務費 1項 総務管理費は、補正額55万2千円の増額です。

介護保険料における基準額の改定に伴うシステム改修業務委託の増額及び長野県国民健康保険団体連合会に支払う第三者行為求償事務手数料について、実績に応じて増額するものです。

2款 保険給付費 補正額は、240万7千円の増額です。

3項 高額介護サービス等費は、230万7千円の増額です。国保連合会からの情報に基づき、給付に必要となる金額を再計算したことにより増額するものです。

5項 高額医療合算介護サービス費等は、10万円の増額です。国保連合会からの情報に基づき、給付に必要となる金額を再計算したことによるものです。

(15ページになります。)

3款 地域支援事業

1項 介護予防事業は、消耗品を10万2千円の減額し、シニア歯科検査の封筒の印刷製本費として10万2千円を増額するものです。

3項 介護予防・日常生活支援総合事業は、国庫補助金の交付決定により財源変更をするものです。

5款 保健福祉事業費 1項保健福祉事業費は、国庫補助金の交付決定により財源変更をするものです。

(17ページになります。)

6款 基金積立金 1項基金積立金は、補正額336万8千円の増額です。交付決定による国庫補助金の増額により余剰となる第1号保険料及び基金利子を介護保険支払準備基金に積み立てるものです。

説明は、以上です。

議案第 18 号

令和 6 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 241 万 2,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入の補正は、基金利子 7,000 円の増額です。

2 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、57 万 8,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 58 万 5,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 19 号

令和 6 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 84 万 1,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入の補正は、基金利子 3,000 円の増額です。

2 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、4 万 8,000 円の増額です。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 5 万 1,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 20 号

令和 6 年度安曇野市有明山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 243 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 320 万 5,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 は、分担金の決定に伴い 1 万円を減額いたします。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入補正は、基金利子 1 万円の増額です。

2 項 財産売払収入は、土地売払収入として、253 万 4,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、10 万円を減額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 243 万 4,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 21 号

令和 6 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 68 万 3,000 円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金は、額決定により 5,000 円を減額します。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、基金利子 2,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、1 万 4,000 円を減額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金他の減額で、1 万 7,000 円を減額するものです。

説明は、以上です。

議案第 22 号

令和 6 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 67 万円とする。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、9 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金は、額の決定により 1 万円を減額します。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、基金利子 2,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、4 万 8,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金ほか 4 万円を増額いたします。

説明は、以上です。

議案第 23 号

令和 6 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 令和 6 年度安曇野市水道事業会計の補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 水道事業収益 補正予定額 2,018 万 8 千円の減額

（支 出）

第 1 款 水道事業費用 補正予定額 927 万 8 千円の増額

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 補正予定額 87 万 6 千円の増額

次に、補正予算書により御説明します。

11、12 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入

1 款 2 項 4 目 長期前受金戻入の既決予定額を 2,018 万 8 千円 減額するものです。

減額の理由は、決算認定により対象額が確定したことによるものです。

続きまして支出

1 款 1 項 2 目 配水及び給水費の、既決予定額を 67 万 1 千円、3 目総係費を 26 万円それぞれ増額するものです。

増額の理由は、人件費に係る賞与、法定福利費引当金繰入額等の不足額の調整によるものです。

4 目 減価償却費の既決予定額を 27 万 1 千円減額、5 目 資産減耗費を 861 万 8 千円増額します。いずれも決算見込みに伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 24 号

令和 6 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 4 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

下水道施設統廃合事業 補正予定額 8,217 万円の減額

第 3 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)

第 1 款 下水道事業収益 補正予定額 1,600 万 8 千円の減額

(支 出)

第 1 款 下水道事業費用 補正予定額 454 万 7 千円の増額

第 4 条 本文括弧書の改めにつきましては記載の通りです。

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)

第 1 款 資本的収入 補正予定額 4,879 万 5 千円の減額

(支 出)

第 1 款 資本的支出 補正予定額 5,639 万円の減額

第 5 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

下水道事業債 補正限度額 290 万円の減額

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費 補正予定額 103 万 8 千円の増額

次に、補正予算書により御説明します。

13、14 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、収入

1 款 1 項 4 目 受託工事収益の既決予定額を 1,568 万 2 千円減額するものです。

減額の理由は、工事事業主体の対象工事が翌年度以降の実施となったことによるものです。

2 項 2 目 長期前受金戻入の 32 万 6 千円減額は、決算認定により対象額が確定したことによるものです。

続きまして、支出。

1 款 1 項 1 目 管きよ費の 99 万 7 千円増額は、人件費に係る賞与、法定福利費引当金繰入額の不足額の調整によるものです。

2 目 処理場費の 245 万 3 千円減額は、下水道施設統廃合事業において廃止することになる生野浄化センターの後利用実施設計業務を令和 7 年度に実施することになったためです。

5 目 受託工事費の 1,425 万 6 千円減額は、工事事業主体の対象工事が翌年度以降の実施となったためです。

6 目 総係費の 4 万 1 千円増額は、人件費に係る賞与、法定福利費引当金繰入額の不足額の調整によるものです。

7 目 減価償却費の 54 万 1 千円、8 目 資産減耗費の 175 万 2 千円それぞれ増額、及び、2 項 2 目消費税及び地方消費税の 1,792 万 5 千円増額は、決算見込みに伴うものです。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてご説明します。

15、16 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目 企業債は既決予定額を 290 万円、3 項 1 目 国庫補助金を 2,439 万 5 千円、それぞれ減額するものです。

減額の理由は、下水道施設改築更新事業の国の追加補正による増額と、下水道施設統廃合事業及び下水道施設改築更新事業の事業費の確定に伴う減額によるものです。

4 項 1 目 他会計出資金の 2,150 万円の減額は、下水道施設事業統廃合事業の事業費確定によるものです。

続きまして、支出。

1 款 1 項 1 目 管渠工事費は、既決予定額を 5,576 万 3 千円減額するものです。減額の理由は、下水道施設改築更新事業の国の追加補正による増額と、下水道施設統廃合事業及び下水道施設改築更新事業の事業費の確定に伴う減額によるものです。

2 目 農業集落排水工事費の 62 万 7 千円の減額は、事業費確定によるものです。

説明は、以上です。

議案第 25 号

令和 7 年度 安曇野市一般会計予算について

(予算編成の基本方針)

令和 7 年度は、第 2 次安曇野市総合計画・後期基本計画が策定されて 3 年目となります。

本計画では、市の新たな魅力の創出に寄与するため、「価値創出プロジェクト」と題し、重点的・施策横断的に取り組む事業の創設・展開を図っているところです。

こうした取り組みのなか、本計画の将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」の実現を目指し、着実な事業展開を進めて行かなければなりません。

一方、財政面においては、市税収入や国・県の財政支援、地方財政措置の的確な見極めが必要であり、事業の選択と集中はもとより、歳入歳出両面における財源確保の徹底した取り組みが求められます。

これらを踏まえた上で、市民一人ひとりがここに住むことに幸せを感じ、また、市外在住の方には憧れを抱いていただけるよう、市の継続的な財政基盤を確保しつつ、安曇野市の魅力を最大限発揮し得るよう貴重な財源の有効活用を図っていく方針です。

それでは予算計上の内容について、予算説明書により説明します。
予算説明書 2 ページです。

令和 7 年度 安曇野市一般会計予算

令和 7 年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 502 億 5,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入 歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

3 ページの歳入です。

(事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。)

1 款 市税は、122 億 2,337 万 3 千円です。

前年度比 9 億 4,741 万 7 千円、8.4%の増です。

主な項目について説明します。(以降の款についても同様です)

1 項 市民税で、55 億 6,950 万円の計上です。

「市民税個人分」では、令和 6 年度に国で行われる個人住民税の定額減税の終了や賃上げによる給与所得の増加が見込まれ、前年度比 7 億 6,710 万円増の 48 億 3,400 万円、

「法人市民税分」では、市内主要企業の決算予測による推計を踏まえ、前年度と同額の 7 億 3,550 万円と見込みました。

2 項 固定資産税で、56 億 2,892 万 3 千円の計上です。

「固定資産税」では、設備投資による償却資産の増加と家屋の新增築による増加が見込まれ、前年度比 1 億 7,550 万円増の 55 億 9,700 万円と見込みました。

(事項別明細書は予算説明書 17 ページからとなります。)

2 款 地方譲与税は、5 億 3,918 万 9 千円です。

前年度比 869 万 4 千円、1.6%の増です。

2 項 自動車重量譲与税で 3 億 9,100 万円の計上です。

「自動車重量譲与税」について、交付実績及び国の資料等により、前年度比 800 万円の増額を見込みました。

3 款 利子割交付金は、600 万円です。

前年度比 300 万円、100%の増です。

交付実績及び国の資料等により増額を見込みました。

4 款 配当割交付金は、5,900 万円です。

前年度比 900 万円、18%の増です。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、1 億 400 万円です。

前年度比 4,300 万円、70.5%の増です。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

(事項別明細書は予算説明書の 19 ページからとなります。)

6 款 法人事業税交付金は、2 億 1,700 万円です。

前年度比 1,800 万円、9%の増です。

交付実績により、増額を見込みました。

7 款 地方消費税交付金は、24 億 4,000 万円です。

前年度比 4,000 万円、1.7%の増です。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

8款 ゴルフ場利用税交付金は、3,400万円です。

前年度比△100万円、△2.9%減です。

交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

9款 環境性能割交付金は、6,400万円です。

前年度比600万円、10.3%の増です。

交付見込み額等により、増額を見込みました。

10款 地方特例交付金は、1億1,500万円です。

前年度比△4億1,800万円、△78.4%の減です。

定額減税の補填分の終了及び交付見込み額等により、減額を見込みました。

11款 地方交付税は、116億円です。

前年度比△2億6,000万円、△2.2%の減です。

「普通交付税」は、国の試算した「地方財政対策」により109億6,000万円を見込みました。

また、「特別交付税」は、引き続き安曇野日赤への補助金分等を考慮し前年度比同額の6億4,000万円を見込みました。

(事項別明細書は予算書の21ページからとなります。)

12款 交通安全対策特別交付金は、1,190万円です。

交付実績などにより、前年度と同額を見込みました。

13款 分担金及び負担金は、2億9,979万8千円です。

前年度比611万円、2.1%の増です。

2項 負担金で2億9,069万7千円の計上です。

「児童クラブ負担金」(3,805万7千円)や、「保育児童保育料」(1億6,830万7千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の23ページとなります。)

14款 使用料及び手数料は、2億9,162万4千円です。

前年度比△1,286万円、△4.2%の減です。

1項 使用料で、1億3,978万5千円の計上です。

「道路占用料」(2,830万円)、「公営住宅使用料」(5,137万7千円)などが、主なものです。

2項 手数料で、1億5,183万9千円の計上です。

「戸籍住民基本台帳手数料」(3,830万5千円)、「可燃ごみ処理手数料」(9,990万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の27ページとなります。)

15款 国庫支出金は、58億2,888万3千円です。

前年度比12億7,750万円、28.1%の増です。

1項 国庫負担金で38億6,006万7千円の計上です。

「自立支援給付費負担金」(9億4,189万2千円)や、「児童手当国庫負担金」(14億7,866万8千円)などが、主なものです。

2項 国庫補助金で、19億4,537万1千円の計上です。

「道路改良費補助金」(5億4,257万円)、「公営住宅等ストック総合改善事業補助金」(2億2,821万1千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の33ページからとなります。)

16款 県支出金は、27億7,197万5千円です。

前年度比△154万7千円、△0.1%の減です。

1項 県負担金で、15億2,574万円の計上です。

「自立支援給付費負担金」(4億7,094万6千円)、「保険基盤安定負担金」(2億4,820万6千円)などが、主なものです。

2項 県補助金で、9億6,433万6千円の計上です。

「福祉医療給付事業補助金」(2億7,340万9千円)や「多面的機能支払推進交付金」(2億1,714万4千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の39ページからとなります。)

17款 財産収入は、5,138万5千円です。

前年度比△54万2千円、△1%の減です。

1項 財産運用収入で、4,851万3千円の計上です。

市有土地・建物などの貸付収入、各種基金の積立利子などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の41ページからとなります。)

18款 寄附金は、3億円です。

前年度比△150万円、△0.5%の減です。

「ふるさと寄附金」(3億円)の計上です。

19款 繰入金は、37億623万6千円です。

前年度比7億3,125万1千円、24.6%の増です。

2項 基金繰入金で、37億460万1千円の計上です。

財源調整のための「財政調整基金繰入金」(11億3,489万7千円)、

「減債基金繰入金」(10億円)、「公共施設整備基金繰入金」(6億6,000万円)、

「ふるさと寄附基金繰入金」(6億円)、「地域振興基金繰入金」(1億7,584万7千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の43ページからとなります。)

20款 繰越金は、5,000万円で前年度と同額の計上です。

21款 諸収入は、26億4,733万7千円です。

前年度比△3,732万3千円、△1.4%の減です。

3項 貸付金元利収入で、15億6,614万9千円の計上です。

貸付元金として、「市制度資金元金」(15億円)、「勤労者資金元金」(5,000万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の57ページとなります。)

22 款 市債は、68 億 8,930 万円です。

前年度比△10 億 3,720 万円、△13.1%の減です。

「借換債」は、臨時財政対策債分として 8 億円、旧合併特例事業債分として、5 億 9,440 万円の発行額を見込みました。

「旧合併特例事業債」では 30 億 760 万円の計上です。
三郷東部認定こども園建設事業など「保育所建設事業」（5 億 5,070 万円）、道路改良など道路整備事業として「市道新設改良事業」（4 億 7,640 万円）、「豊科近代美術館大規模修繕工事事業」（4 億 2,790 万円）、などを見込みました。

「過疎対策事業債」は、2 億 5,080 万円の計上です。

「長峰山施設改修事業」（2,400 万円）、東部アウトドア拠点整備として「過疎対策推進事業」（1 億 1,400 万円）、などを見込みました。

その他の市債は、22 億 3,650 万円の計上です。

「施設整備事業債」で、「保育所建設事業」（4 億 3,000 万円）、「こども・子育て支援事業債」では、「園庭芝生化事業」（1 億 6,150 万円）や豊科児童館建設事業として「児童館建設事業」（1 億 6,330 万円）、「公共施設等適正管理推進事業債」では「障がい者支援センター改修事業」（1 億 1,240 万円）などを見込みました。

以上が歳入の概要です。

5 ページの歳出です。

事項別明細書は予算説明書の 61 ページからとなります。

主なものに限り説明いたします。

1 款 議会費は、2 億 6,182 万 3 千円です。

前年度比 1,263 万 2 千円、5.1%の増です。

議員報酬、共済納付金や会議録調製業務など議会運営経費の計上です。

（事項別明細書は予算説明書の 65 ページからとなります。）

2 款 総務費は、53 億 1,658 万 8 千円です。

前年度比 7 億 380 万 4 千円、15.3%の増です。

主な項目は、

1 項 総務管理費で 42 億 8,893 万 3 千円の計上です。
ふるさと寄附事務等による「寄附採納事務」（4 億 5,339 万 5 千円）や、デマンド交通などの運行による「公共交通事業」（1 億 7,530 万 7 千円）、移住セミナーの開催などによる「移住定住推進事業」（9,108 万 4 千円）などが、主な事業です。

（事項別明細書は予算説明書の 131 ページからとなります。）

3 款 民生費は、174 億 5,544 万円です。

前年度比 21 億 4,571 万 3 千円、14%の増です。

主な項目は、

1 項 社会福祉費で 86 億 7,400 万 9 千円の計上です。

障害福祉サービス費などによる「障がい者支援事業」(24億4,808万7千円)や、「福祉医療費給付事業」(7億5,770万2千円)、後期高齢者医療広域連合への一部事務組合負担金などによる「後期高齢者医療事業」(16億3,208万3千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の155ページからとなります。)

2項 児童福祉費で、78億4,299万7千円の計上です。

児童手当・児童扶養手当などによる「児童福祉総務費」(23億7,469万8千円)や、「児童館運営費」(4億728万8千円)、三郷東部認定こども園の建設事業などによる「公立認定こども園整備費」(12億1,024万7千円)、認定こども園の運営費用などによる「認定こども園管理費」(22億1,257万1千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の167ページからとなります。)

3項 生活保護費で、9億3,793万4千円の計上です。

生活保護扶助費などによる「生活保護総務費」(6億8,855万5千円)、穂高社会就労センター改修事業として、「社会就労センター施設改修事業」(1億7,169万1千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の173ページからとなります。)

4款 衛生費は、33億5,790万6千円です。

前年度比6億3,609万4千円、23.4%の増です。

主な項目は、

1項 保健衛生費で、24億8,475万9千円の計上です。

令和7年度より新たに予防接種法の定期接種に位置付けられた帯状疱疹ワクチンなど「予防接種事業」(6億4,490万7千円)、空家再生による地域活性化を図るものとして、「空家等対策事業」(7,738万6千円)、脱炭素化推進や地球温暖化対策設備設置の支援として「ゼロカーボン推進事業」(2億5,991万6千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の199ページからとなります。)

2項 清掃費で、8億1,378万5千円の計上です。

ごみ処理費など「清掃費」(7億4,232万7千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の207ページからとなります。)

5款 労働費は、6,183万4千円です。

前年度比43万5千円、0.7%の増です。

勤労者支援などによる「勤労者福祉事業」(5,705万円)や、安曇野市ふるさとハローワークの運営経費など「労働雇用対策事業」(478万4千円)です。

(事項別明細書は予算説明書の209ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、21億893万2千円です。

前年度比△8,061万5千円、△3.7%の減です。

主な項目は、

1項 農業費で10億9,976万6千円です。

有害鳥獣捕獲助成など「有害鳥獣駆除対策」(6,105万7千円)、関西圏や海外に向

けた安曇野産農産物 PR と販路拡大を進める「消費拡大対策事業」(2,643万3千円)、次世代における農業経営者を育成する「後継者育成事業」(4,860万6千円)、三郷堆肥センター本体解体工事として、「三郷堆肥センター運営事業」(3億5,835万2千円)などが、主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の227ページからとなります。)

2項 林業費で、4億9,444万6千円の計上です。

さとふる事業などによる「林業振興事業」(1億1,643万4千円)や、松枯損木伐倒処理などによる「松くい虫被害対策事業」(1億4,530万9千円)などが、主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の235ページからとなります。)

3項 耕地費で、5億1,453万5千円の計上です。

地域の活動組織が行う水路清掃、農道補修の作業等に対して支援する「多面的機能支払交付金事業」(2億9,018万5千円)などが、主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の241ページからとなります。)

7款 商工費は、27億4,049万3千円です。

前年度比336万1千円、0.1%の増です。

主な項目は、

企業等支援助成などによる「工業振興事業」(2億1,988万4千円)や、リモートワーカー育成などによる「しごと創出事業」(2,060万5千円)、市の観光案内や情報発信などによる「受入体制整備事業」(1億1,033万8千円)、三股登山口駐車場の混雑状況可視化システムの構築、登山口トイレ改修や、かじかの里公園改修事業などによる「施設管理整備事業」(2億5,028万8千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の259ページとなります。)

8款 土木費は、61億7,370万7千円です。

前年度比9億2,481万円、17.6%の増です。

主な項目は、

2項 道路橋梁費で、25億181万2千円の計上です。

道路事業である「市道新設改良事業」(5億3,388万2千円)、「社会資本整備総合交付金事業」(5億9,340万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の269ページとなります。)

3項 河川費で、2億3,635万8千円の計上です。

権田川と勝手沢の護岸改修として「河川改修事業」(6,190万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の273ページとなります。)

4項 都市計画費で、24億6,430万2千円の計上です。

明科地域を中心として進めている「東部アウトドア拠点整備事業」(1億3,922万1千円)、公園施設や遊具の改修・更新工事などによる「都市公園等維持管理事業」(3億6,860万5千円)、下水道施設統廃合事業と下水道会計繰出金による「下水道事業」(14億9,022万7千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 283 ページとなります。)

5 項 住宅費で、7 億 2,528 万円です。

公営住宅の改修工事による「住宅管理費」(7 億 2,528 万円)が、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 287 ページとなります。)

9 款 消防費は、16 億 9,574 万 4 千円です。

前年度比 1 億 1,569 万 8 千円、7.3%の増です。

主な項目は、

松本広域連合への消防費負担金などによる「常備消防負担金」(10 億 7,159 万 8 千円)や、市消防団の活動経費などによる「非常備消防費」(1 億 7,333 万 9 千円)、防災用品や自主防災組織防災活動支援補助金などによる「災害対策費」(1 億 2,968 万 2 千円)などが、主な事業であります。

(事項別明細書は予算説明書の 297 ページとなります。)

10 款 教育費は、50 億 9,292 万円です。

前年度比△16 億 5,644 万円、△24.5%の減です。

主な項目は、

1 項 教育総務費で、19 億 883 万 4 千円の計上です。

ICT 支援業務委託や入学準備金貸付業務費など、教育活動の必要経費として「事務局費」(3 億 247 万 3 千円)や、スクールカウンセラーや学校配置支援員の配置などによる「学校支援員配置事業」(2 億 4,764 万 5 千円)、学校給食食材費等による「給食センター総務費」(7 億 8,800 万 1 千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 315 ページとなります。)

2 項 小学校費で、5 億 4,256 万円 9 千円です。

小学校施設の修繕等による「小学校施設維持修繕事業」(5,249 万 2 千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 331 ページとなります。)

5 項 社会教育費で、18 億 2,813 万 8 千円の計上です。

豊科近代美術館の大規模改修工事などによる「文化振興費」(6 億 5,513 万 8 千円)や、公民館活動などによる「中央公民館事業費」(7,894 万 6 千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 373 ページとなります。)

6 項 保健体育費で、2 億 5,805 万 5 千円の計上です。

体育施設の維持費などによる「社会体育施設管理費」(2 億 1,491 万 3 千円)が、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 381 ページとなります。)

11 款 災害復旧費は、300 万 7 千円です。

前年度比△449 万 3 千円、△59.9%の減です。

主な項目は、

2 項 農林水産施設災害復旧費で、林道一の沢線の災害復旧工事を行う「林道災害復旧事業」(150 万 7 千円)の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の 383 ページとなります。)

12 款 公債費は、59 億 3,160 万 6 千円です。

前年度比△14 億 8,099 万 9 千円、△20%の減です。

長期借入金の償還元金として 57 億 9,228 万 8 千円、償還利子として、1 億 3,931 万 8 千円です。また、借換債 13 億 9,440 万円を充当財源として計上しています。

(事項別明細書は予算説明書の 385 ページとなります。)

13 款 予備費は、5,000 万円の計上で、昨年度と同額です。

以上、歳出の概要であります。

次に、一般会計全体における職員給与関係等です。予算書 387 ページからとなります。

特別職については、合計 4 億 27 万 5 千円で、前年度比 4,345 万 2 千円、12.1%の増です。

また、一般職については、合計 73 億 7,805 万 3 千円で、前年度比 5 億 3,932 万 2 千円、7.9%の増です。

それでは、予算説明書 7 ページをお願いします。

「第 2 表債務負担行為」です。「議会会議録調製等業務」等、全 29 事業の設定をするものです。それぞれ複数年にわたる事業で、令和 7 年度内に契約を締結する予定であり、限度額として合計 15 億 1,480 万 2 千円の設定をお願いします。

次に、議案書 8 ページをお願いします。

「第 3 表地方債」です。臨時財政対策債のほか、市債の借入限度額を設定するものです。借り入れ限度額は、合計 68 億 8,930 万円です。

説明は、以上です。

議案第 26 号

令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 93 億 9,148 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

議案書の 3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入からご説明します。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 国民健康保険税は、16 億 3,000 万 4 千円です。

被保険者数の減少を考慮した結果、前年度当初予算より 5,700 万円の減額です。

なお、歳入全体に占める割合は、17.4% (前年度 18.0%) となっています。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は 20 万円です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、1 千円の目出し計上です。

4 款 県支出金 69 億 2,040 万 7 千円です。

1 項の県補助金は、69 億 2,040 万 6 千円で、市が支払う療養諸費、高額療養費などに対して、その支払額と同額が県から交付される「普通交付金」と、特定健診費用への負担金、保険者努力支援分等として交付される「特別交付金」となっています。

(11 ページになります)

2 項の財政安定化基金交付金は、1 千円の目出し計上です。

5 款 財産収入は、74 万 9 千円で、基金利子の収入を見込むものです。

6款 繰入金は、8億2,376万6千円です。

1項 他会計繰入金は、一般会計繰入金5億5,376万6千円で、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業に係る繰入金が主なものとなっております。

2項 基金繰入金は、2億7千万円です。

7款 繰越金は、400万円を見込んでいます。

(13 ページになります)

8款 諸収入は、1,235万4千円です。

1項 延滞金及び過料は、600万2千円

3項 貸付金元利収入は、200万円で、高額療養費貸付金収入です。

5項 特定健診等個人負担金は、165万円で、健診時の個人負担金を見込むものです。

6項 雑入は、270万2千円です。

主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金や資格喪失後の受診に関する返納金を見込むものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書は4ページ（事項別明細書は15ページ）

1款 総務費は、4,790万7千円です。

1項 総務管理費は、3,615万5千円で、会計年度任用職員報酬や、被保険者証等の封入封緘業務委託料などです。

(17 ページになります)

2項 賦課徴収費は、1,122万8千円で、電算システムの業務委託料が主なものです。

3項 運営協議会費は、36万4千円で、委員報酬などです。

(19 ページになります)

4項 趣旨普及費は、16万円で、国保制度の啓発用パンフレットを予定しています。

2款 保険給付費は、68億6,176万1千円です。

1項 療養諸費から、21ページの3項 移送費までの合計 68億1,345万円（R6: 68億1,345万円）は、県から示された試算額を基に計上しており、前年度同額を見込んでいます。

(21 ページになります)

4項 出産育児諸費は、2,251万円、45人分を見込んでいます。

(23 ページになります)

5項 葬祭諸費は、480万円、160人分を見込んでいます。

6項 精神諸費は、2,100万円の給付を見込んでいます。

7項 傷病手当諸費は、1千円の目出し計上です。

3款 国民健康保険事業費納付金は、22億9,342万9千円です。

1項 医療給付費分として、14億8,229万3千円。

(25ページになります)

2項 後期高齢者支援金等分として、6億140万9千円。

3項 介護納付金分として、2億972万7千円。

いずれも県の試算結果により、市から納付するもので、合計で前年度より、2,120万3千円の増額です。

(27ページになります)

4款 保健事業費は、1億7,571万9千円です。

1項 保健事業費は、1,807万8千円で、主なものは健康ポイント制度、医療費通知等の経費、高額療養費の貸付金です。

2項 特定健康診査等事業費は、1億5,764万1千円で、特定健診及び人間ドック等の委託料が主なものとなっています。

(29ページになります)

5款 積立金は、275万円で、繰越金及び基金運用利子を財源として、積み立てるものです。

(31ページになります)

6款 公債費は、1千円の目出し計上です。

7款 諸支出金は、614万9千円です。

主なものは、保険税の還付金等です。

(33ページになります)

8款 予備費は、376万5千円です。

議案第26号の説明は、以上です。

議案第 27 号

令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 17 億 468 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

議案書の 3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入からご説明します。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 後期高齢者医療保険料は、13 億 2,395 万円です。

前年度と比較して、5,618 万 3 千円の増額です。被保険者数の増加により、後期高齢者医療広域連合の保険料調定見込み試算額増によるものです。

2 款 使用料及び手数料は、1 万円で、督促手数料です。

3 款 繰入金は、3 億 7,959 万 3 千円です。

主なものは、保険料の軽減分(保険基盤安定)等を、一般会計から繰り入れるものです。

4 款 繰越金は、10 万円です。

5 款 諸収入は、103 万 1 千円です。

主なものは、保険料還付金です。

続きまして 議案書の 4 ページ、歳出です。(事項別明細書は、13 ページです。)

1 款 総務費は、795 万円です。

1 項 総務管理費は、1 万 9 千円、予算書の印刷等の事務費です。

2 項 徴収費は、793 万 1 千円で、収納事務に係る委託料が主なものです。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、16 億 9,469 万 2 千円です。

後期高齢者医療の保険料など、制度運営に係る費用を広域連合において試算計上したものです。

(15 ページ)

3 款 諸支出金は、102 万円です。

主なものは、保険料還付金です。

4 款 予備費は、102 万 2 千円です。

議案第 27 号の説明は、以上です。

議案第 28 号

令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計予算

令和 7 年度安曇野市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102 億 3,075 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

「第 1 表 歳入歳出予算」の歳入から、ご説明します。(事項別明細書は 9 ページからになります。)

1 款 保険料 1 項 介護保険料は、21 億 4,852 万 1 千円です。

第 1 号被保険者人口の増加見込みにより 3,286 万円の増額を見込むものです。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、1 千円、督促手数料です。

令和 7 年度分賦課の保険料については、督促手数料を廃止しました。

3 款 国庫支出金 は、23 億 4,565 万 8 千円です。

主なものは、1 項 国庫負担金で、17 億 3,035 万 9 千円。国の介護給付費負担金です。

(11 ページになります)

4 款 支払基金交付金 は 26 億 8,525 万 7 千円で、介護給付費交付金のほか、総合事業の財源として支援交付金を見込むものです。

5 款 県支出金 は、14 億 4,880 万 3 千円です。

1 項 県負担金は、13 億 7,061 万 1 千円で、県の介護給付費負担金分です。

2 項 県補助金は、7,819 万 2 千円で、総合事業等を含む地域支援事業への県交付金を見込むものです。

6 款 サービス収入 は、7 万 3 千円で、介護予防サービス計画作成に係る収入です。

中央地域包括支援センターが委託となるため、市のサービス収入はなくなりますが、令和 6 年度の出納整理期間中に収入できない部分を見込み、令和 7 年度予算に計上するものです。

7 款 財産収入 は、211 万 4 千円です。

介護保険支払準備基金の利子収入を見込むものです。

(13 ページになります)

8款 繰入金 は、16 億 32 万円です。

主なものは、1 項 一般会計繰入金で、14 億 7,646 万 9 千円です。介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業、認定調査事務等の事業に対して一般会計より繰入れるものです。

続いて、歳出についてご説明します。(事項別明細書は 17 ページからになります。)

1款 総務費 は、1 億 2,882 万 9 千円です。

主なものは、3 項 介護認定審査会費で、1 億 384 万 7 千円です。認定調査員の報酬、主治医意見書作成料です。

(21 ページになります。)

2款 保険給付費 は、95 億 4,144 万 3 千円です。

主なものは、1 項 介護サービス等諸費で、91 億 2,665 万 1 千円です。施設サービスをはじめ、介護保険の給付費用を見込むもので、歳出総額の約 90%を占めています。

(23 ページになります)

3 項 高額介護サービス等費は、1 億 9,473 万円です。サービス利用の月額の利用者負担について、一定額以上を払い戻すものでございます。

(25 ページから 33 ページになります。)

3款 地域支援事業 は、5 億 4,789 万 4 千円です。

主なものは、3 項 介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業で、3 億 7,583 万 7 千円です。対象者へのケアプラン作成に係る事業費と訪問型及び通所型のサービスに伴う費用等です。

(35 ページになります。)

4款 介護サービス事業費 は、7 万 3 千円です。令和 6 年度末に居宅介護支援事業所に委託した介護予防サービス計画費の一部を令和 7 年度予算に計上するものです。

5款 保健福祉事業費 は、882 万 1 千円。

主なものは、介護予防介護者支援事業で、介護用品購入助成に 723 万 6 千円を見込むものです。

6款 基金積立金 は、211 万 6 千円です。

(37 ページになります。)

7款 公債費 は、10 万円です。

8款 諸支出金 は、142 万 8 千円。保険料の還付金等です。

9款 予備費 は、5 万円です。

説明は、以上です。

議案第 29 号

令和 7 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 183 万 1,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 財産収入 は 133 万円で、土地の貸付収入、基金利子等です。

2 款 繰越金 は 50 万円で、前年度からの繰越金です。

3 款 諸収入 雑入は、木材の販売代金として 1,000 円を計上します。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、11 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は 153 万 1,000 円で、管理会委員への報酬や管理道路維持の委託費、基金積立金等です。

2 款 事業費 1 項 林業費は 20 万円で、造林事業に対する負担金です。

3 款 予備費 としまして 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 30 号

令和 7 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79 万 1,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 財産収入 は 6 万 1,000 円で、土地貸付収入ほかです。

2 款 繰越金 は 53 万円で、前年度からの繰越金です。

3 款 繰入金 は 20 万円で、基金からの繰入金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、11 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は 69 万 1,000 円で、管理会委員への報酬、管理道路維持の委託費、基金積立金等です。

2 款 予備費 としまして 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 31 号

令和 7 年度安曇野市有明山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77 万 4,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 23 万 6,000 円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 6 万 5,000 円は、基金利子、土地貸付収入等です。

3 款 繰越金 47 万 3,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、11 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 67 万 4,000 円は、管理会委員の報酬、管理道整備費、基金積立金等です。

2 款 予備費 としまして 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 32 号

令和 7 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70 万 1,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 31 万 5,000 円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 7,000 円は、基金利子です。

3 款 繰越金 37 万 9,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、11 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 55 万 1,000 円は、管理会委員報酬や管理道倒木処理費、基金積立金等です。

2 款 予備費 15 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 33 号

令和 7 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73 万 1,000 円と定める。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、9 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 29 万円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 6,000 円は、基金利子です。

3 款 繰越金 43 万 5,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、11 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 63 万 1,000 円は、管理会委員の報酬及び、管理道路維持の委託費、基金積立金等です。

2 款 予備費 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 34 号

令和 7 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和 7 年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 224 万 2 千円でございます。市内産業団地の維持管理等に関する事務経費等を一般会計から繰り入れるものです。

3 款 繰越金 1 項 繰越金として前年度繰越金を千円計上しております。

続きまして議案書 3 ページ歳出であります。

1 款 産業団地事業費 1 項 産業団地事業費 224 万 3 千円で、主な内容は既存産業団地の雨水排水機能改善工事となります。

説明は、以上です。

議案第 35 号

令和 7 年度安曇野市有明荘特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,997 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお願いします。

歳入です。

事項別明細書は、予算に関する説明書 11・12 ページです。

1 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 2,635 万円は、施設維持管理のため一般会計から繰り入れるものです。

2 款 諸収入 1 項 雑入は、有明荘の指定管理に係る施設使用料 362 万円です。

3 款 1 項 繰越金は、前年度繰越金として千円を計上しております。

3 ページ歳出をお願いします。

歳出です。

事項別明細書は予算に関する説明書の 13・14 ページです。

1 款 1 項 施設事業費 2,997 万 1 千円の主な内容につきましては、施設維持に伴う修繕費及び沢水ろ過システム設置等の工事請負費などです。

説明は、以上です。

議案第 36 号

令和 7 年度 安曇野市水道事業会計予算

第 1 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3 万 9,830 戸
- (2) 年間総給水量 937 万 1,000 m³
- (3) 一日平均給水量 2 万 5,674 m³
- (4) 主な建設改良事業
 - 主要管路整備工事 2 億 5,454 万 3 千円
 - 既設管路（老朽管）更新工事 3 億 790 万 8 千円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款 水道事業収益 22 億 6,377 万 3 千円

(支 出)

第 1 款 水道事業費用 20 億 7,315 万 9 千円

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

以下、括弧書につきましては記載の通りです。

(収 入)

第 1 款 資本的収入 2 億 7,603 万円

(支 出)

第 1 款 資本的支出 19 億 9,865 万 4 千円

第 5 条 継続費の総額及び年割額につきましては下表のとおり、令和 9 年度まで設定いたします。

第 6 条 債務負担行為につきましては、明科第 2 水源移転調査設計業務 期間令和 8 年度まで 限度額 1 億 230 万円といたします。

第 7 条 企業債につきましては、限度額を 1 億 5,000 万円といたします。

第 8 条 では流用の制限を定めます。

第 9 条 は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費 1 億 5,089 万円とするものです。

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,591万9千円と定めます。

予算書の21ページをご覧ください。

予定損益計算書になります。下から4行目、当年度純利益は9,673万8千円を見込んでおります。

29、30ページをお願いします。予算説明書になります。

収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に係る収入及び支出を計上しております。

収入の

1款 1項 1目 給水収益は、18億2,975万4千円を計上しています。

続きまして、31、32ページをお願いします。

支出になります。

1款 1項 営業費用は、水道水の安定供給のために経常的に発生する費用として、人件費や施設の維持管理経費などの他、減価償却費や資産減耗費を計上しており、前年度対比3,348万円増の20億195万9千円です。

33、34ページをお願いします。

営業費用の増額の理由は、主に、2目 配水及び給水費で漏水調査業務1,320万円、穂高地域カメラ調査及び洗管業務1,866万7千円によるものです。

また、令和7年度予算より、新たな目として業務費を追加し、総係費の一部を移行しています。

続きまして、35、36ページをお願いします。

2項 営業外費用は、前年度対比1,026万4千円減の6,120万円です。

減額の理由は、主に、1目 支払利息及び企業債取扱諸費が976万4千円の減額見込みであることです。

次に37、38ページをお願いします。

資本的収入及び支出で、水道施設の新設、改良などに係る収入及び支出を計上しています。

収入につきましては、

1款 1項 企業債は、水道ビジョンに基づき、1億5,000万円の借入れを行うものです。

2項 負担金は、県など他の機関又は他部局で実施する事業に伴う仮設配管、及び布設替え工事等の増額に伴い、5,533万円増の1億2,603万円を予定しています。

39、40 ページをお願いします。

支出になります。

1 款 1 項 建設改良費は、前年度対比 2,014 万 9 千円減の 14 億 4,397 万 9 千円で、主な事業としては、35 節の工事請負費で、主要管路整備工事が 2 億 5,454 万 3 千円、既設管路（老朽管）更新工事が 3 億 790 万 8 千円となっています。

2 項 企業債償還金は、前年度対比 1,401 万円減の 5 億 5,467 万 5 千円です。

議案第 36 号の説明は、以上です。

議案第 37 号

令和 7 年度 安曇野市下水道事業会計予算

第 1 条 令和 7 年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 3 万 2,190 戸
- (2) 年間総汚水量 865 万 2,000 m³
- (3) 一日平均汚水量 2 万 3,704 m³
- (4) 主な建設改良事業
下水道施設統廃合事業 7 億 48 万円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款 下水道事業収益 37 億 8,082 万 9 千円

(支 出)

第 1 款 下水道事業費用 37 億 6,193 万 1 千円

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

以下、括弧書につきましては記載の通りです。

(収 入)

第 1 款 資本的収入 23 億 613 万円

(支 出)

第 1 款 資本的支出 33 億 7,667 万 3 千円

第 5 条 企業債につきましては、下水道事業債と、資本費平準化債を予定しています。

第 6 条 一時借入金の限度額は 10 億円と定めます。

第 7 条 では流用の制限を定めます。

第 8 条 は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費 7,559 万 3 千円とするものです。

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、46 万 1 千円と定めます。

予算書の 53 ページをご覧ください。予定損益計算書になります。下から 4 行目、当年度純利益は 2,407 万 1 千円を見込んでおります。

続きまして、61、62 ページをお願いします。予算説明書になります。
収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に係る収支を計上しております。

収入の

1 款 1 項 1 目 下水道使用料は、前年度対比 3,694 万 7 千円増の 18 億 9,568 万 9 千円を計上しています。

次に、2 項 1 目 他会計負担金は、前年度対比 219 万 7 千円増の 10 億 6,895 万 4 千円で、一般会計からの繰入金です。

続きまして、63、64 ページをお願いします、支出になります。

1 款 1 項 営業費用は、安定的な汚水処理のため、経常的に発生する費用として、人件費や施設の管理委託費などのほか、減価償却費や資産減耗費などを計上しており、前年度対比 7,288 万円増の 33 億 8,119 万 8 千円です。

増額の主な理由は、1 目 管きよ費が下水道施設等維持管理業務や下水道事業計画変更業務などにより 4,172 万 2 千円。

65、66 ページの 2 目 処理場費が、明科浄化センター耐震診断業務の委託料などの計上により 3,849 万 2 千円増額したことによるものです。

また、令和 7 年度予算より、新たな目として業務費を追加し、総係費の一部を移行しています。

次に、67、68 ページをお願いします。

2 項 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度対比 3,228 万円減の 3 億 3,010 万 3 千円で、企業債の償還が進み、企業債利息が減額となったことによります。

次に、69、70 ページをお願いします。

資本的収入及び支出 の収入

1 款 1 項 1 目 企業債は、前年度対比 6 億 320 万円増の 15 億 1,240 万円で、下水道事業債償還の負担を平準化するための資本費平準化債を計上しています。

次に、71、72 ページをお願いします。支出になります。

1 款 1 項 建設改良費は、前年度対比 1 億 9,263 万 9 千円増の 8 億 5,857 万 6 千円を計上しています。

1 目 管きよ工事費は、引き続き下水道施設統廃合事業に取り組みます。

2 目 農業集落排水工事費 は、下水道施設改築更新事業における計画概要書策定業務の委託料を計上しています。

2 項 企業債償還金は、前年度対比 1,514 万円 6 千円増の 25 億 1,809 万 7 千円で、定期償還分となります。

説明は、以上です

議案第 38 号

令和 6 年度（債務負担行為）市営住宅穂高団地 17～22 号・35～40 号・集会所
改修工事請負契約について

令和 7 年 1 月 21 日一般競争入札に付した令和 6 年度（債務負担行為）市営住宅穂高団地 17～22 号・35～40 号・集会所改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度（債務負担行為）市営住宅穂高団地 17～22 号・
35～40 号・集会所改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 3 4 3, 2 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 長野県安曇野市穂高 5071 番地 2
株式会社 武井組
代表取締役 ^{とどりき} 等々力 ^{みつる} 充

説明は、以上です。

議案第 39 号

市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は 1 路線ございます。

整理番号 1 の明科 1157 号線は、市道としての公共性が無くなったため、廃止するものです。

路線の位置につきましては、次ページの廃止路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 40 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 3 路線ございます。

整理番号 1 の豊科 1740 号線、整理番号 2 の豊科 1254 号線は、共に宅地造成により築造された道路であり市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。

整理番号 3 の穂高 1231 号線は県道からの所管替えによるものです。

路線の位置につきましては、次ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。